

報道関係者 各位

【照会先】

長野労働局労働基準部

健康安全課長 小林 弦太

地方労働衛生専門官 矢島 一男

健康安全主任 鎌倉 博史

TEL : 026-223-0554

県内で平成12年以来 22年ぶり授与 最高位の第5種無災害記録を樹立 セイコーエプソン株式会社塩尻事業所が30年以上無災害を継続

厚生労働省では、一定期間労働災害を発生させることのなかった事業場に対して厚生労働省労働基準局長から「無災害記録証」を授与しています。

今般、「セイコーエプソン株式会社塩尻事業所」（塩尻市）に対して「第5種無災害記録証」を授与することにし、労使協力して災害防止に努力し、最高位の第5種の記録を樹立したことをたたえ、7月1日からの全国安全週間にもあわせ、以下日程により直接伝達を行います。

長野県内で第5種無災害記録の授与は、平成12年以来となります。

<事業場概要>

事業場名：セイコーエプソン株式会社 塩尻事業所

業 種：時計・同部分品製造業

記録時間：3550万時間（平成2年9月1日～令和3年7月29日）

<授与式>

日 時：令和4年6月30日（木）13時30分～14時20分メド

場 所：セイコーエプソン株式会社 塩尻事業所
（長野県塩尻市大字塩尻町390番地）

授与式後、長野労働局長による工場内巡視も予定しております。

当日は、事業所への入場に当たり顔写真入り身分証明書をお持ちください。

<取材申込み>

同事業所への入場者（全員）は、あらかじめ、所属と氏名の登録が必要です。

長野労働局から入場予定者の御所属と氏名を連絡しますので、健康安全課の上記照会先まで、前日の29日（水）17：15までに御連絡をお願いします。

なお、長野県内における労働災害（新型コロナウイルス感染症罹患によるものを除く）は、令和3年の休業4日以上死傷者数は2,132人と過去15年間で最多であり、うち死亡者数が15人です。本年は、5月末速報値時点で同死傷者数は872人と記録の残る過去24年間で最多であり、死亡者数は8人となっています。

長野労働局では、災害が増加する中、“**労災による死亡者を、悲しみをゼロに**”を合い言葉に労働災害防止対策を一層推進しており、特に7月1日から7日までの全国安全週間にあたり、あらためて長野県内の全事業場において職場の総点検を行うことなどを呼びかけています。

【参考】無災害記録証について（別添資料参照）

無災害記録証は、厚生労働省が、所定の期間労働災害を発生させることのなかった事業場に対して授与する記録証です。無災害記録証は、厚生労働省労働基準局長の定める「無災害記録証授与内規」に基づき、事業場からの申請に基づく都道府県労働局長の推薦により、厚生労働省労働基準局長名により授与されます。

対象となる災害は、業務上の災害であり、死亡災害や休業災害等です。

無災害記録は、第1種無災害記録から第5種無災害記録までの5段階あります。

第1種無災害記録の時間数は、当該記録を起算した年月、業種、事業場規模（労働者数）に応じ、別表第1から別表第5まで定められています。

上記第1種無災害記録時間数を基準とし、第2種無災害記録の時間数は、第1種無災害記録の時間数の5割増、第3種無災害記録の時間数は、第2種無災害記録時間数の5割増、第4種無災害記録の時間数は、第3種無災害記録時間数の5割増、第5種無災害記録の時間数は、第4種無災害記録時間数の5割増とされます（端数処理等あり）。

無災害記録証授与内規

(1) 無災害記録証授与内規

(沿革) 昭和 27 年 10 月 18 日労働省基発第 732 号の 2
昭和 28 年 6 月 15 日労働省基発第 457 号改正
昭和 32 年 5 月 23 日労働省基発第 426 号改正
昭和 36 年 4 月 25 日労働省基発第 382 号改正
昭和 39 年 4 月 16 日労働省基発第 493 号改正
昭和 42 年 8 月 10 日労働省基発第 3 号改正
昭和 43 年 8 月 12 日労働省基発第 507 号改正
昭和 50 年 2 月 17 日労働省基発第 87 号改正
昭和 58 年 3 月 25 日労働省基発第 153 号改正
昭和 62 年 12 月 26 日労働省基発第 728 号改正
平成元年 11 月 28 日労働省基発第 623 号改正

第 1 条 事業場において第 3 条に定める無災害記録を樹立したときは、この内規により無災害記録証を授与する。

第 2 条 この内規は、労働安全衛生法施行令第 2 条第 1 号若しくは第 2 号に掲げる業種に属する事業（鉱山保安法の適用を受ける事業を除く）、卸売・小売業（労働安全衛生法施行令第 2 条第 2 号に掲げる業種に属する事業を除く）、又は飲食店に適用する。

第 3 条 無災害記録は、第 1 種無災害記録から第 5 種無災害記録までの 5 段階とする。

2 第 1 種無災害記録の時間数は、当該記録を起算した年月に応じて、それぞれ別表第 1 から別表第 5 までの通りとする。

ただし、労働者数が 100 人未満の事業場については、昭和 58 年 3 月 31 日以前に記録を起算した者に対し、別表第 3 に掲げる時間数を適用するものとする。

3 第 2 種無災害記録の時間数は、第 1 種無災害記録時間数の 5 割増、第 3 種無災害記録の時間数は、第 2 種無災害記録時間数の 5 割増、第 4 種無災害記録時間数は、第 3 種無災害記録時間数の 5 割増、第 5 種無災害記録時間数は、第 4 種無災害記録時間数の 5 割増とするものとし、これにより計算した無災害記録時間数が 100 万時間未満のものについては端数を 5 万時間単位に、また、100 万時間を越えるものについては端数を 10 万時間単位に、それぞれ切り上げるものとする。

ただし、第 3 種から第 5 種までの無災害記録時間数を計算する場合の基礎となる 1 段階下の無災害記録時間数は、切り上げの端数処理を行う前の時間とする。

第 4 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、建設店社に対する第 1 種無災害記録の時間数の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 年間完成工事高 250 億円以上の建設店社に対しては、別表第 2 に掲げる時間数を適用すること。

(2) 年間完成工事高 250 億円未満の建設店社に対しては、別表第 2 に掲げる時間数の 2 分の 1 を適用すること。

2 前項の年間完成工事高は、無災害記録達成日における直近の決算時の年間完成工事高とするものとする。

第 5 条 無災害記録は、業務上の災害（出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものを除く）が発生した翌日から、次に業務上の災害が発生した日の前日までの期間における実労働時間で表すものとする。

2 前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって、労働基準法施行規則別表第 2 身体障害等級表に掲げる身体障害者を伴うものとする。

3 無災害記録時間数及び労働者数の算出は、雇用の形態にかかわらず、その事業場に属するすべての労働者について行うものとする。

第 6 条 無災害記録証の授与は、都道府県労働局長の推薦により、厚生労働省労働基準局長が行う。

第 7 条 厚生労働省労働基準局長は、無災害記録の時間数の算出に誤り等があつて、第 4 条に定める時間数に達しないことが判明したときは、授与した無災害記録証を返還させるものとする。

(別表第1) 第1種無災害記録時間数

業種	記録時間(単位:万時間)	記録を起算した年月 平成元年4月以降	
		労働者数 100人未満	100人以上
林業	30	50	
育林業	70	130	
土石採取業	90	170	
土木工事業	130		
河川土木事業	260		
水力発電施設等建設事業	170		
鉄道又は軌道建設事業	150		
地下鉄建設事業	160		
橋りょう建設事業	160		
ずい道建設事業	70		
道路建設事業	230		
その他の土木事業	190		
建築工事業	200		
家屋建築事業	200		
その他の建築事業	250		
職別工事業	190		
設備工事業	360		
電気工事業	340		
管工事業(さく井を除く)	200		
その他の設備工事業	-		
機械器具設備工事業	220		
他に分類されない設備工事業	310		
製造業	-	-	
食料品製造業	130	250	
畜産食料品製造業	-	-	
乳製品製造業	140	270	
水産食料品製造業	120	240	
水産かん詰・びん詰製造業	140	280	
調味料製造業	150	290	
しょう油・食用アミノ酸製造業	140	280	
精穀・製粉業	-	-	
小麦粉製造業	160	320	
砂糖製造業	140	270	
パン・菓子製造業	130	250	
飲料製造業	260	330	
ビール製造業	230	450	
清酒製造業	150	290	
蒸留酒・混成酒製造業	150	290	
動植物油脂製造業	100	200	
植物油脂製造業	110	210	
たばこ製造業	180	360	
繊維工業	240	470	
製糸業	240	480	
紡績業	250	500	
綿紡績業	250	500	
化学繊維紡績業	250	500	
毛紡績業	240	480	
麻紡績業	270	530	
ねん糸・かさ裏加工糸製造業	190	380	

業種	記録時間(単位:万時間)	記録を起算した年月 平成元年4月以降	
		労働者数 100人未満	100人以上
ねん糸製造業	250	500	
織物製造業	240	470	
メリヤス製造業	470	680	
染色整理業	250	310	
衣服・その他の繊維製品製造業	480	630	
木材・木製品製造業(家具を除く)	70	130	
製材・木製品製造業	50	100	
一般製材業	50	90	
単板(ベニヤ板)製造業	80	150	
造作材・合板・建築用組立材料製造業	60	120	
合板製造業	60	120	
家具・装備品製造業	90	180	
パルプ・紙・紙加工品製造業	150	300	
パルプ製造業	250	500	
紙製造業	180	350	
出版・印刷・同関連産業	250	400	
新聞業	190	380	
出版業	240	480	
印刷業(謄写印刷業を除く)	240	390	
化学工業	270	540	
化学肥料製造業	230	450	
窒素質及びりん酸質肥料製造業	270	540	
複合肥料製造業	270	540	
無機化学工業製品製造業	210	410	
ソーダ工業	270	530	
電炉工業	240	470	
塩製造業	210	420	
有機化学工業製品製造業	270	530	
環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	160	320	
プラスチック製造業	270	540	
化学繊維製造業	350	700	
レーヨン製造業	350	700	
合成繊維製造業	350	700	
油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	-	-	
石けん・合成洗剤製造業	220	440	
塗料製造業	180	350	
印刷インキ製造業	270	540	
医薬品製造業	250	500	
医薬品原薬・製剤製造業	310	620	
その他の化学工業	340	460	
産業用火薬類製造業	220	440	
香料製造業	150	300	
化粧品・歯みがき・その他の化粧用調製品製造業	240	470	
写真感光材料製造業	330	650	
石油製品・石炭製品製造業	330	650	
石油精製業	350	700	
ゴム製品製造業	220	430	

業種	記録時間(単位:万時間)	
	記録を起算した年月 平成元年4月以降	
	労働者数	
	100人未満	100人以上
タイヤ・チューブ製造業	250	500
ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業	240	470
ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	190	370
なめし皮・同製品・毛皮製造業	160	280
革製履物製造業	310	530
窯業・土石製品製造業	130	250
ガラス・同製品製造業	160	310
セメント・同製品製造業	90	170
セメント製造業	170	340
陶磁器・同関連製品製造業	200	390
食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業	240	480
耐火物製造業	160	310
炭素・黒鉛製品製造業	150	290
炭素質電極製造業	140	270
骨材・石工品等製造業	80	150
鉄鋼業	260	520
高炉による製鉄業	350	700
高炉によらない製鉄業	-	-
電気炉銑製造業	150	300
フェロアロイ製造業	190	380
製鋼及び圧延業	190	380
平炉による製鋼及び圧延業	200	390
製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)	140	270
熱間圧延業(鋼管・伸鉄を除く)	150	300
冷間圧延業(鋼管・伸鉄を除く)	170	340
伸線業	120	240
鍛鋼・鍛工品・铸鋼製造業	90	180
铸鋼製造業	80	150
銑鉄铸物製造業	80	160
銑鉄铸物製造業(铸鉄管・可鍛铸鉄を除く)	80	160
可鍛铸鉄製造業	120	240
非鉄金属製造業	220	440
非鉄金属第1次精錬・精製業	220	430
銅第1次精錬・精製業	190	370
アルミニウム第1次精錬・精製業	340	670
非鉄金属・同合金圧延業(抽伸・押出しを含む)	190	370
非鉄金属铸物製造業	130	260
電線・ケーブル製造業	300	590
金属製品製造業	120	230
ブリキかん・その他のめっき板等製造業	170	340
洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	110	210
建設用・建築用金属製品製造業(製かん板金業を含む)	110	220
建設用金属製品製造業	110	200
製かん板金業	110	220

業種	記録時間(単位:万時間)	
	記録を起算した年月 平成元年4月以降	
	労働者数	
	100人未満	100人以上
金属打抜・被覆・彫刻業・熱処理業(ほうろう鉄器を除く)	110	220
金属線製品製造業(ねじ類を除く)	140	270
一般機械器具製造業	160	310
ボイラ・原動機製造業	270	540
農業用機械製造業(農機具を除く)	130	260
建設機械・鉱山機械製造業(建設用・農業用・運搬用トラクタを含む)	170	340
金属加工機械製造業	160	320
金属工作機械製造業	160	310
金属加工機械製造業(金属工作機械を除く)	120	210
繊維機械製造業	130	260
一般産業用機械装置製造業	160	310
荷役運搬設備製造業	160	310
事務用・サービス用・民生用機械器具製造業	240	470
マシン製造業	130	370
その他の機械・同部分品製造業	100	250
弁・同付属品製造業	150	190
玉軸受・ころ軸受製造業	160	310
電気機械器具製造業	350	700
発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業	350	700
発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業	350	700
変圧器類製造業(通信機用を除く)	350	700
開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業	350	700
電気溶接製造業	350	700
その他の産業用電気機械器具製造業(車両用・配線用を含む)	260	520
電球・電気照明器具製造業	-	-
電球製造業	350	700
通信機械器具・同関連機械器具製造業	350	700
電気計測器製造業	350	700
その他の電気機械器具製造業	300	590
一次電池(乾電池・湿電池)製造業	330	650
輸送用機械器具製造業	240	470
自動車・同付属品製造業	270	540
自動車製造業(三輪及び二輪自動車を含む)	350	700
自動車車体・付随車製造業	200	400
自動車部分品・付属品製造業	200	390
鉄道車両・同部分品製造業	320	480
自転車・同部分品製造業	120	240
船舶製造・修理業・船用機関製造業	150	300
鋼船製造・修理業	160	310
木造船製造・修理業	45	85

業種	記録時間(単位:万時間)	記録を起算した年月 平成元年4月以降	
		労働者数 100人未満	100人以上
精密機械器具製造業		330	660
計量器・測定器・ 分析機器・試験機製造業		-	-
精密測定器製造業		250	490
時計・同部分品製造業		350	700
武器・その他の製造業		180	360
がん具・運動競技用具製造業		310	360
ペン・鉛筆・絵画用品・ その他の事務用品製造業		330	650
他に分類されない製造業		-	-
マ ッ チ 製 造 業		150	300
運 輸 業		120	190
鉄 道 業		-	-
鉄 道 業		350	700
鉄 道 事 業		350	700
軌 道 業		230	460
地 下 鉄 道 業		230	450
民 営 鉄 道 車 両 修 理 工 場		270	530
道 路 旅 客 運 送 業		-	-
一 般 旅 客 自 動 車 運 送 業		160	210
一 般 乗 合 旅 客 自 動 車 運 送 業		220	270
道 路 貨 物 運 送 業		-	-
一 般 貨 物 自 動 車 運 送 業		60	100
特 定 貨 物 自 動 車 運 送 業		100	170
通 運 業		160	180
水 空 運 輸 業		-	-
倉 庫 業		-	-
普 通 倉 庫 業		100	130
運 輸 に 付 帯 す る サ ー ビ ス 業		-	-
港 湾 運 送 業		70	80
貨 物 運 送 取 扱 業		120	140
通 信 業		190	380
郵 便 業		90	150
電 信 ・ 電 話 業 (有 線 放 送 電 話 業 を 除 く)		350	700
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業		350	650
電 気 業		350	700
火 力 発 電 業		350	700
ガ ス 業		350	670
水 道 業		-	-
上 水 道 業		220	320
熱 供 給 業		-	-
卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店 業		400	770
旅 館 業		350	710
ゴ ル フ 場 業		160	330
サ ー ビ ス 業		-	-
(自 動 車 整 備 業、機 械 修 理 業、 建 物 サ ー ビ ス 業、廃 棄 物 処 理 業 の み)		-	-
自 動 車 整 備 業		130	260
機 械 修 理 業		300	600

業種	記録時間(単位:万時間)	記録を起算した年月 平成元年4月以降	
		労働者数 100人未満	100人以上
建 物 サ ー ビ ス 業		130	180
廃 棄 物 処 理 業		30	40

備考 「労働者数」とは、無災害期間中の毎月末日における労働者数の平均値をいうものとする。